

「Google Workspace ライセンス提供等支援業務」に関する質問及び回答

令和 6 年（2024 年）12 月 5 日
札幌市デジタル戦略推進局情報システム部

項番	質問内容	回答
1	契約保証金の対象額について 札幌市契約規則第 24 条第 3 項にて長期継続契約の契約保証金額が定められております。「前項の規定にかかわらず、長期継続契約に係る契約保証金の額は、契約金額を 1 年間当たりの額に換算した額の 100 分の 10 以上の額とする。」本件においては「契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日（月）まで」と複数年に渡っての契約となりますが、長期継続契約に該当しますでしょうか。 また、該当する場合、「契約金額を 1 年間当たりの額に換算した額」の計算方法についてご教示いただけないでしょうか。想定では、「契約締結日から 1 年間分の期間に該当する額」なのか、「契約期間の総額を 1 年間に割った額（計算例：契約総額/契約期間月数 X 12 か月）」という計算になるかと考えております。	本契約は債務負担行為に基づく複数年度契約であり、長期継続契約には該当しません。 したがって、契約保証金の額は、同規則第 24 条第 2 項の規定に基づき、契約金額（単価による契約となるため、契約金額に予定数量（契約期間の全期間分）を乗じて得た金額）の 100 分の 10 以上の額となります。
2	契約保証金の返還時期について 札幌市契約規則第 24 条第 5 項にて、契約保証金の返還時期が定められております。「契約の履行後速やかに	契約保証金は、契約期間中の全ての業務が問題なく履行され、履行検査等に合格した後に、速やかに契約者に返還することとしております。

契約者に返還する」とありますが、この場合の契約の履行後、の時期については、令和 9 年（2027 年）4 月が契約期間中において最後の履行検査時期になりますので、こちらの履行が完了次第になりますでしょうか。それとも、令和 7 年（2025 年）2 月の 1 回目の履行検査以後になりますでしょうか。

ご質問にある「令和 9 年（2027 年）4 月」及び「令和 7 年（2025 年）2 月」の履行検査は、仕様書 5(1)の業務の各年度の履行検査を指しているものと理解しておりますが、本契約の対象業務は仕様書 5(1)～(3)の全ての業務となります。

したがって、契約期間の終期である令和 10 年 3 月 31 日までに上記の全ての業務が問題なく履行され、履行検査等に合格した後に、速やかに契約者に返還することとなります。